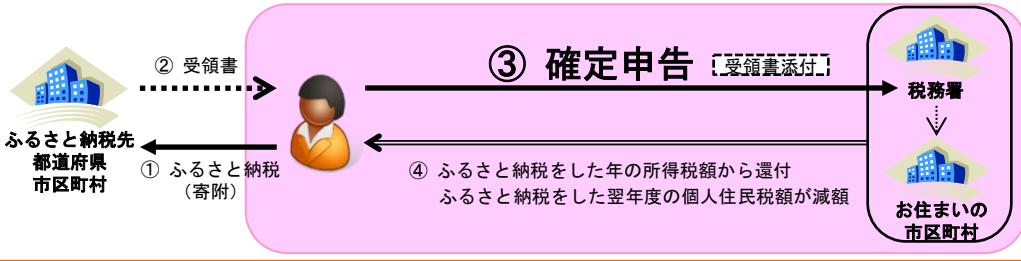


ふるさと納税をされた方へ

ふるさと納税をされた方は、所得税及び個人住民税において、寄附金控除の適用を受けることができますが、そのためには**確定申告をする必要があります。**

※ ふるさと納税ワンストップ特例を申請していない場合



ふるさと納税の控除の仕組み

都道府県・市区町村に対するふるさと納税(寄附)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則、所得税・個人住民税から全額控除されます。

※ 一定の上限の詳細は、総務省HPに「制度の概要」(PDFファイル)として掲載されています。

(参考)

2,000円を除く全額が控除できる寄附金額(目安)は、総務省HPに「2,000円を除く全額が控除できる寄附金額の一覧(目安)」として、寄附者本人の給与収入と寄附者の家族構成のパターン別の全額控除される寄附額の一覧(目安)が掲載されています。

また、寄附者の年収、家族構成や寄附しようとする額を入力すると、控除額(目安)がシミュレーションできる「寄附金控除額の計算シミュレーション」(Excelファイル)が掲載されています。

確定申告について

1. 確定申告とは？

確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などがある場合には、その過不足を精算する手続きです。ふるさと納税の控除を受ける場合は、確定申告書を作成し提出する必要があります。

2. 確定申告書の作成

確定申告書は下記のいずれかの方法で作成できます。

① 手書きで作成

申告書に手書きで必要事項を記載し、提出する(申告書の様式は、国税庁HP(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/yoshiki.htm>)からダウンロードできます。)

なお、収入が給与1か所のみ(年末調整済)でふるさと納税のみ申告する方は、国税庁HP(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/yoshiki.htm>)に専用様式が掲載されていますのでこちらも活用ください。

(参考)

- ・ 当りフレット裏面の記載例
- ・ 確定申告書イメージ(下書き)作成プログラム(総務省HP)
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)
- ← 収入が給与1か所のみ(年末調整済)の方で、ふるさと納税による寄附金控除のみを受ける場合に、確定申告書にそのまま転記すれば良い申告書イメージ(下書き)が作成できます。

② 確定申告書等作成コーナーで作成

国税庁HPの確定申告書等作成コーナー(画面の案内に従いパソコン上で確定申告書を作成できます。)で作成した確定申告書を印刷し、提出する。

(参考)

- ・ 確定申告書等作成コーナー(国税庁HP)
(<https://www.keisan.nta.go.jp>)
- ・ 確定申告書等作成コーナー入力の手引書(一般社団法人地方税電子化協議会HP)
(<http://www.eltax.jp/>)
- ← 収入が給与1か所のみ(年末調整済)の方で、ふるさと納税による寄附金控除のみを受ける場合の入力方法を解説しています。

③ 電子申告(e-Tax)で申告

パソコン上で確定申告書を作成し、インターネット上(オンライン)で提出する(住基カードやカードリーダー等を別途準備する必要があります。詳しくは国税庁HPをご覧ください。)

(参考)

- ・ 確定申告特集(国税庁HP)
(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu>)

3. 確定申告書に添付する必要がある書類 (給与所得者が、ふるさと納税のみ申告する場合)

- ① 寄附金受領書
- ② 給与所得の源泉徴収票(勤務先より交付されます。)

4. 確定申告書の提出

平成28年分の確定申告期間は、平成29年2月16日から平成29年3月15日までです(収入が給与1か所のみ(年末調整済)の方がふるさと納税のみ申告する場合は、平成29年2月15日以前でも行えます。)

5. 注意事項

- ・ 給与以外の所得がある場合や、寄附金控除以外の控除について申告し、適用を受ける場合は、別途上記3以外の添付書類が必要となる場合があります(詳しくは、国税庁HP等によりご確認ください。)
- ・ 確定申告を行い寄附金控除の適用を受けるためには、寄附を行った証明として寄附金受領書が必要になりますので、大切に保管してください。
- ・ 確定申告を行った場合、住民税の申告を別途行う必要はありません。
- ・ 所得税は確定申告書に記載した口座に還付され、住民税はふるさと納税をした翌年6月から支払う税額が減額になります(住民税は還付されるわけではありませんのでご注意ください。)

※ 上記における「所得税」は、平成25年分から平成49年分は「所得税及び復興特別所得税」となります。

(注) 裏面の記載例の様式は、平成28年分申告の例です。平成29年分申告以降は、様式等に変更がある可能性がありますので、ご注意ください。

